

山梨県 手数料納付連絡票（建設業対策室）

|      |              |  |  |
|------|--------------|--|--|
| 手数料名 | 解体工事業更新登録手数料 |  |  |
| 略称   | 解体工事業更新登録手数料 |  |  |
| 納付金額 | 26, 000円     |  |  |



◆ 留意事項

- ・ 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- ・ 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書とあわせて建設業対策室へご提出ください。
- ・ 納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・ キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。  
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- ・ 下記QRコードからご確認ください。

